

# 雇用(人材育成)

15

## ＜今後の方針＞

- ◇18年度までに若年失業者の増加傾向を転換
- ◇多様な職業訓練の推進
- ◇高度専門職業人養成に相応しい教育が行われるよう環境整備

## これまでの対応

- ・「若者自立・挑戦プラン」の策定(15.6)
  - －文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、経済財政担当大臣の4閣僚による「若者自立・挑戦戦略会議」において策定
- ・多様な職業訓練を実施
  - －公共職業能力開発施設での訓練の他に、大学、民間教育訓練機関等を活用
- ・職業能力評価制度の整備
  - －職業能力評価基準の策定
- ・専門職大学院制度の創設(15年度)

## これまでの成果

- ・公共職業訓練(14年度)
  - －離職者訓練受講者実績 42万人  
(うち施設内訓練受講者実績 9万人)  
(うち委託訓練受講者実績 33万人)
- ・職業能力評価制度の整備
  - －14の産業について評価基準の策定に着手  
電機製造業及び事務系職務の評価基準が完成
- ・専門職大学院の設置認可
  - －専門職大学院数(16年度(予定) 77大学93専攻)

## 今後の対応

### ＜16年度＞

- ・「若者自立・挑戦プラン」を着実に推進
  - －若年者のためのワンストップサービスセンター(通称:ジョブ・カフェ)の設置推進
  - －日本版デュアルシステム(企業実習と組み合わせた教育訓練)の導入等
- ・多様な職業訓練の推進
  - －個人が選択して職業訓練を受講できる制度を導入
  - －求人事業主等を活用したオーダーメイド型職業訓練を推進
  - －民間委託訓練における就職率の向上  
(就職実績に応じて委託費を支払う)
- ・専門職大学院の設置促進
  - －専門職大学院数の増加

### ＜17年度以降＞

- ・「若者自立・挑戦プラン」を着実に推進
- ・その他上記各分野で所要の施策を引き続き着実に推進

# IT戦略の推進

## ＜今後の方針＞

- ◇17年に世界最先端のIT国家を目指す
- ◇医療・行政等先導的7分野のIT化を強力に推進し、国民生活の利便性を向上

## これまでの対応

- ・IT基盤の整備
  - －「e-Japan戦略Ⅱ」、「e-Japan重点計画2003」等に基づき17年に世界最先端のIT国家を実現するための取組を実施
- ・先導的取組によるIT活用の促進
  - －「医療」、「食」、「生活」、「中小企業金融」、「知」、「就労・労働」、「行政サービス」の7分野における取組

## これまでの成果

- ・高速・超高速インターネット(DSL,FTTH,CATV)加入者数が1,000万突破 1年間で約1.7倍(16.1末1,400万加入)
- ・三大広域圏において地上デジタル放送が開始(15.12.1)
- ・オーダーリングシステム(検査、予約、処方にかかる情報伝達の院内システム)が普及(11.10% → 14.10 14.4%)
- ・レセプト電算処理システムが普及(13.11 0.5% → 15.12 7.2%)
- ・ほぼ全ての公立学校(約4万校)がインターネット接続可能
- ・国が扱う申請・届出等手続(約13,000件)の殆ど全てがオンライン化予定(15年度末まで)
- ・公的個人認証サービスの運用開始(16.1.29)
- ・国税の申告(16.2)・納税(16.3予定)のオンライン化(一部地域)
- ・パスポートオンライン申請も可能となる予定(16.3)(岡山県)

## 今後の対応

### ＜16年度＞

- ・新重点計画(本年夏頃を目途に策定)
- ・先導的取組
  - －「医療」のIT化
    - ①電子カルテシステム、レセプト電算処理の普及を推進
    - ②山間僻地・離島への遠隔医療サービスに係るシステムの整備支援
  - －「食」と「生活」のIT化
    - ①100%の国産牛の精肉(挽肉、小間切を除く)につき生産履歴情報がインターネット等で確認できる体制を整備(17年まで)
    - ②情報家電の普及に向け技術基盤の共通化・標準化(17年度まで)
  - －電子政府・電子自治体
    - e-Govの活用、手続きのワンストップサービスの仕組みを整備(17年度末まで)

### ＜17年度以降＞

- ・電子カルテシステムの普及促進(18年度までに大病院のうち6割・全診療所の6割に)
- ・レセプト電算処理システムの普及促進(18年度までに病院のレセプトの7割)
- ・電子政府:総合的なワンストップサービスの実現

# 循環型経済社会(環境と経済の両立)

## 〈今後の方針〉

- ◇京都議定書の6%削減約束達成
- ◇22年度までに、低公害車の普及台数を1,000万台
- ◇22年度までに、廃棄物の最終処分量を12年度の概ね半分に

## これまでの対応

- ・「地球温暖化対策推進大綱」の策定
  - －「地球温暖化対策推進大綱」をとりまとめ(14.3)
- ・低公害車の普及
  - －低公害車の普及、燃料電池自動車の開発、次世代低公害車の開発を内容とする「低公害車開発普及アクションプラン」を策定(13.7)
- ・廃棄物・リサイクル対策
  - －「循環型社会形成推進基本計画」を策定(15.3)し、廃棄物・リサイクル対策等の施策を総合的かつ計画的に推進
- ・バイオマス戦略の推進
  - －「バイオマス・ニッポン総合戦略」を策定(14.12)

## これまでの成果

- ・燃料電池自動車の市販車第1号を政府がリース方式により導入(14.12)
- ・低公害車の普及が拡大
  - －新規登録台数の64%(約119万台)が低公害車(15.4~9)
- ・新エネルギーの導入が進展
  - －太陽光発電は、14年度現在で63.7万kwと世界一の導入実績
- ・リサイクル率の向上
  - －びんは約80%、ペットボトルは40%を超える(13年度)
  - －廃家電(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機)の持込台数が1,000万台に(14年度)
- ・廃棄物の不法投棄に対する取締り活動の推進

## 今後の対応

### 〈16年度〉

- ・環境報告書の普及促進による環境に配慮した事業活動の促進  
(今通常国会法案提出済)
- ・日本企業が海外で行うエネルギー利用効率改善、新エネ導入、植林等による京都メカニズムの促進
- ・太陽光発電、風力発電、バイオマス等新エネルギーの開発導入支援
- ・世界一厳しいディーゼル自動車排出ガス基準導入(17.10~)後の排出ガス規制の一層の強化を検討
- ・「自動車リサイクル法」の本格施行(17.1.1)に向けた実務体制の検討・整備等準備
- ・廃棄物の不法投棄対策の強化、硫酸ピッチの不適正処理に対する罰則強化等  
(今通常国会法案提出済)

### 〈17年度以降〉

- ・16年に実施する「地球温暖化対策推進大綱」の評価に基づき必要な追加的対策・施策を講じる
- ・施行後10年の経過を迎える「容器包装リサイクル法」について評価・検討を行う予定

# 少子化対策の推進

## ＜今後の方針＞

- ◇子どもを安心して生み、子育ての喜びを実感できる社会の実現
- ◇14～16年度に15万人の受入児童数の増大

## これまでの対応

- ・待機児童ゼロ作戦の推進(14年～)
  - －保育所、保育ママ、預かり保育等の活用
- ・保育所に係る規制緩和を実施
  - －認可保育所の設置基準の緩和(10年～)
  - －保育所の設置者の多様化(株式会社等)(12年～)
  - －保育所の公設民営方式(13年～)
- ・幼稚園・保育所の一体的運営のための規制改革
  - －資格の相互取得、施設設備の共用等
- ・男性を含めた働き方の見直し、多様な働き方の実現
  - －年次有給休暇取得促進など

## これまでの成果

- ・新エンゼルプランの当初目標値を上回る保育サービス等の整備
- ・5万人を超える受入児童数の増加(14年度)
- ・保育所の設置者の多様化
  - －公設民営型保育所の設置 407件(14.8現在)
  - －社会福祉法人以外の設置主体による認可保育所数 106件(15.4現在)

## 今後の対応

### ＜16年度＞

- ・最終年度となる待機児童ゼロ作戦を強力に推進
  - －保育所の緊急整備、特定保育事業の拡充、預かり保育の充実等
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく地方公共団体・事業主による行動計画の策定
- ・就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設の設置に向けた準備
- ・育児休業制度等の見直し (今通常国会法案提出済)
- ・児童手当の見直し (今通常国会法案提出済)
  - －支給対象年齢を就学前から小学校第3学年修了まで引上げ
- ・年金制度における次世代支援
  - －育児休業をとった時の保険料免除措置の拡充(1歳未満→3歳未満)等  
(「年金改革法案」を今通常国会提出済)
- ・少子化社会対策基本法に基づく施策の大綱の策定
- ・待機児童ゼロ作戦及び新エンゼルプラン終了後の支援等を検討

### ＜17年度以降＞

- ・総合施設の準備・設置
  - (17年度一試行事業等、18年度一本格実施)
- ・仕事と生活の調和のとれた働き方の実現に向けた総合的な対策

# NPOの活動促進

## 〈今後の方針〉

- ◇教育・文化、福祉、まちづくり、環境等の分野でのNPO活動の促進
- ◇市民によるチェック機能が一層発揮されるための環境整備

## これまでの取組み

- ・特定非営利活動促進法(NPO法)の施行(10.12)、改正(申請手続きの簡素化等、15.5施行)
- ・認定NPO法人制度の創設(13.10)
  - －NPOへの寄付を税制上優遇
  - －認定要件の緩和、みなし寄附金制度導入等の改正(15.4)
- ・申請・届出等手続きの電子化
- ・各分野でのNPOの活動促進
  - －介護保険制度及び障害者支援費制度:制度創設時より居宅サービス提供主体にNPO法人の参入を認めている
  - －特区においてNPOによる農業経営・市民農園開設を推進

## これまでの成果

- ・NPO法人の認証:1万5,578件(16.2末現在)
- ・認定NPO法人数:22(16.2末現在)
- ・介護保険制度における主な居宅サービス事業者としてのNPOの指定件数:1,920件(16.1現在)
- ・特区において農業に参入したNPO:3法人(16.1現在)

## 今後の取組み

### 〈16年度〉

- ・コミュニティ再興のためのNPO活動促進に関する検討(16.6を目途に中間とりまとめ)
- ・認定NPO法人制度の活用増進
- ・市民によるチェック機能の増進
  - －「NPO法の運用方針」に基づく「市民への説明要請」の着実な定着
- ・各分野でのNPOの活動促進
  - －情報通信人材研修事業におけるNPOの参入拡大(助成の要件緩和)
  - －教育・文化・スポーツ分野におけるNPOと行政機関の連携を促進
  - －森林整備等へのNPOの参加を支援  
(「森林法一部改正法案」を今通常国会提出済)
  - －環境NPOへの支援、パートナーシップの構築

### 〈17年度以降〉

- ・上記施策を引き続き着実に推進